

【フランス】2025 年度予算法

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2025 年 2 月、2025 年度の予算に関する法律が成立した。同法には、国家の年度予算に関する規定のほか、高所得者や大企業を対象とする特別税に関する措置等が盛り込まれた。

1 概要

2025 年 1 月 15 日、2024 年 12 月のバルニエ（Michel Barnier）首相（当時）に対する不信任動議の可決に伴い中断されていた 2025 年度予算法律案の審議が再開され¹、2025 年 2 月、全 2 部 197 か条及び附則から成る「2025 年度予算に関する 2025 年 2 月 14 日の法律第 2025-127 号」（以下「2025 年度予算法」）²が成立した（一部を除き同月 16 日施行）。同法は、2025 年度の歳出総額を約 5071 億 5000 万ユーロ³、歳入総額を約 3705 億 7700 万ユーロと定める（第 138 条）。財政収支は約 1389 億 9600 万ユーロの赤字である。なお、公的支出を削減するために、高等教育・研究、エコロジー、農業、政府開発援助等の分野の予算が見直された。

2 2025 年度予算法に盛り込まれた措置

（1）個人に関する措置

第 2 条は、2025 年度の所得税⁴の適用基準額を、物価上昇に応じて 1.8%スライドさせることを定める（租税一般法典第 197 条の改正）。これにより、2024 年度は課税所得が 11,294 ユーロ未満の世帯が非課税であったが、2025 年度はこの基準が 11,497 ユーロ未満に引き上げられた。

第 10 条は、2025 年度の課税参照所得（revenu fiscal de référence: RFR）⁵が 50 万ユーロ以上（単身世帯の場合には 25 万ユーロ以上）の高所得世帯を対象に、2025 年度に限り、所得額や人数に応じて、最高で RFR の 20%の最高所得額別負担金（contribution différentielle sur les plus hauts revenus）を課すための規定である（同法典第 224 条の新設）。

第 27 条は、自家用車への課税を強化するために、CO₂排出税⁶及び重量税⁷の課税基準を引き下げることを定める（財及びサービスへの課税に関する法典 L.第 421-62 条、L.第 421-75 条の改正）。また、重量税について、従来、動力源に電力を含む自動車については、本来の重量か

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 4 月 9 日である。

¹ フランスの会計年度は暦年であり、国家予算は、前年度中に制定される予算法律及び社会保障財政法律により定められる。しかし、2025 年度については審議が中断されたため、予算法律が制定されるまでの間、特別法律の制定により税の徴収や地方公共団体の財源確保を行っていた。奈良詩織「【フランス】内閣不信任動議の可決と 2025 年度予算に関する特別法」『外国の立法』No.302-2, 2025.2, pp.12-13. <<https://doi.org/10.11501/14051529>>

² Loi n° 2025-127 du 14 février 2025 de finances pour 2025. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000051168007>> 本法律の制定の背景等は、Charles de Courson, *Assemblée Nationale Rapport*, N° 468, Tome II, Volume 1, 2024.10.19. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/rapports/cion_fin/17b0468-tii_rapport-fond.pdf> 及び審議の際に提出された修正案を参照した。

³ 1 ユーロは約 158 円（令和 7 年 4 月分報告省令レート）。

⁴ フランスでは、所得税は世帯単位の前年度の課税所得額に応じた 5 段階の累進課税方式を採用しており、毎年度の予算法律において税率の適用基準の見直しを行っている。

⁵ RFR は、納税申告に基づき税務当局において課税所得に所定の調整を行い算定するものであり、税務上及び社会上の措置に係る様々な基準に用いられる。

⁶ 課税対象車を最初に登録した年の CO₂排出量の基準（毎年改定）に応じた額を課す税。

⁷ 所定の重量を超える自動車に対して、当該自動車を最初に登録した年の基準（毎年改定）に応じた額を課す税。

ら 100kg 差し引いた重量分の税金を課していたが、2027 年度以降、この控除の対象を電気エンジンの最大出力が 30kW を超える自動車に限定する（同法典 L.第 421-79-1 条の改正）。一方、事業用車については、8 以上の座席を有するものを対象とする CO₂ 排出量及び重量に関する税額控除の基準が緩和された（同法典 L.第 421-66 条、L.第 421-77 条の改正）。

第 32 条は、石油ボイラーやガスボイラーの購入・設置を軽減税率の適用対象⁸から除外するため、この適用対象を、生産される熱の 50%以上が再生可能エネルギー等による熱供給システムに限定することを定める（租税一般法典第 278-0 の 2 条の改正）。

(2) 企業に関する措置

第 48 条及び第 50 条は、2025 年度に限り、大企業に特別税を課す規定である。第 48 条は、一会計年度の総売上高が 10 億ユーロ以上の大企業に大企業収益特別拠出金（*contribution exceptionnelle sur les bénéfices des grandes entreprises*）を課すことを定める。課税額は 2024 年度及び 2025 年度の収益を基に算出され、税率は両年度の総売上高の合計が 30 億ユーロ未満の場合には 20.6%、30 億ユーロ以上の場合には 41.2%である。第 50 条は、一会計年度の総売上高が 10 億ユーロ以上の海運企業に、第 48 条とは別に、更に特別拠出金を課すことを定める。課税額は 2024 年度及び 2025 年度の経営収支の平均額を基に算出され、税率は 12%である。

第 62 条は、総売上高に応じて企業及び独立事業者に課される企業付加価値負担金（*cotisation sur la valeur ajoutée: CVAE*）の廃止延期に関する規定である。2023 年度予算に関する 2022 年 12 月 30 日の法律第 2022-1726 号（以下「2023 年度予算法」）⁹は、CVAE を 2024 年度に廃止することを定めていたが、2024 年度予算に関する 2023 年 12 月 29 日の法律第 2023-1322 号¹⁰は、廃止時期を 2027 年度に延期し、その間に税率を段階的に引き下げることが定めた。2025 年度予算法第 62 条は、CVAE の廃止時期を 2030 年度に再延期し、その間に、予定されていた税率の引下げを行うことを定める（租税一般法典第 1586 の 4 条、2023 年度予算法第 55 条の改正）。

(3) 地方公共団体及び海外領土に関する措置

第 118 条は、地方の公共交通機関の財源に関する規定である。フランスでは、地方の公共交通機関は、モビリティ組織機関（*autorité organisatrice de la mobilité: AOM*）が運営しており、AOM には州 AOM 及び地方 AOM の 2 種類がある¹¹。AOM に配分される予算は、企業から徴収するモビリティ負担金（*versémenet mobilité: VM*）¹²により賄われていたが、これが配分されるのは地方 AOM のみであった。そこで、第 118 条は、州 AOM の財源として、イル＝ド＝フランス州（*Île-de-France*）を除く全州及びコルシカ共同体にある 11 人以上を雇用する企業に、VM とは別に、州モビリティ負担金（*versément mobilité régional*）を課すことを定める（地方公共団体一般法典 L.第 4332-8-1 条の新設）。その税率は、0.15%を上限として州議会が定める。

⁸ 従来、熱供給システムのうち、再生可能エネルギーによるものやエネルギー効率が良いものの購入・設置に掛かる付加価値税について、通常の 20%の税率ではなく 5.5%の軽減税率を適用しており、この対象に石油ボイラーやガスボイラーの購入・設置も含まれると解されていた。

⁹ Loi n° 2022-1726 du 30 décembre 2022 de finances pour 2023. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000046845631>>

¹⁰ Loi n° 2023-1322 du 29 décembre 2023 de finances pour 2024. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000048727345>>

¹¹ 州 AOM は州が、地方 AOM は一定規模以上のコミューン間協力公施設法人（*établissements publics de coopération intercommunale*。複数のコミューン（基礎自治体）で組織される法人）が、それぞれその役割を担う。

¹² パリを中心とするイル＝ド＝フランス州（*Île-de-France*）、大都市及び人口 1 万人以上の中規模都市にある 11 人以上を雇用する企業を対象に、当該企業がその従業員に支払う給与総額の 0.55～1.75%の額を課す税。